「電気通信事業法施行規則等の一部改正に関する意見募集（番号案内機能の廃止等を踏まえた規定の整備）」に対する意見及びそれに対する考え方

（意見募集期間：令和７年 10 月１日（水）～同年 10 月 30 日（木）（案件番号：145210578）
再意見募集期間：令和７年 11 月５日（水）～同年 11 月 18 日（火）（案件番号：145210601））

意見及び再意見提出者一覧

意見提出者　　４件（法人：１件、個人：３件）
再意見提出者　２件（法人：１件、個人：１件）

※提出意見数は、意見提出者数としています。
※意見については要約を付しています。

（提出順、敬称略）

受付	意見提出者	再意見提出者
１	個人Ａ	ＮＴＴ西日本株式会社
２	個人Ｂ	個人Ｄ
３	個人Ｃ	－
４	ＫＤＤＩ株式会社	－

意見	再意見	考え方	修正の有無
意見１ ●　番号案内の廃止に反対。	再意見１	考え方１	
○　反対。番号案内やめるな （個人Ａ）	－	○　ＮＴＴ東日本・ＮＴＴ西日本においては、設備の維持限界及び需要の減少を理由として、令和８年３月までに番号案内サービスの提供を終了する予定であり、インターネットを用いた代替手段等について、ホームページ等で周知していると承知しています。 ○　また、ＮＴＴ東日本・ＮＴＴ西日本においては、番号案内機能を利用している接続事業者に個別に協議を行い、各社から同機能の提供を令和８年３月までに終了することに同意を得たと承知しています。 ○　こうした事情を踏まえ、番号案内機能についてはアンバンドルの意義が失われると考えられることから、第一種指定電気通信設備接続料規則の法定機能から当該機能を解除・削除するとともに、関係する省令の規定を整備するものです。	無
意見２ ●　「(何)」欄の意味するところは何か。	再意見２	考え方２	
○　「(何)」は何を意味するのか （個人Ｂ）	－	○　「(何)欄」は、第一種指定電気通信設備接続会計規則に規定された設備以外であっても、接続料の適正な算定におい	無

		て収支の状況を明らかにすることが重要な設備等について、その必要性に応じて接続会計報告書に記載するためのものです。	
意見３ ●　本省令改正案に賛同。但し、番号案内機能廃止の代替として、通信料金の公共料金化とＭＶＮＯ躍進によるデジタルデバイド解消を提案。 ●　番号案内機能廃止により高齢者・低所得層の電話アクセスが悪化する中、公共料金化による利用者料金低廉化、MVNO 躍進による競争促進、光回線の全国普及による固定電話終了後のテレビ視聴環境確保、端末販売の家電量販店への分離等の論点について省令に反映することを要望。	再意見３	考え方３	
○　番号案内機能廃止代替としての通信インフラ公共料金化とデジタルデバイド解消の提案 ○　省令案を支持しますが、番号案内機能廃止の代替として、大手通信会社の公共料金化と MVNO 躍進を推進し、デジタルデバイドを解消すべきです。 ○　理由: 廃止により高齢者・低所得層の電話アクセスが悪化する中、公共料金化で基本プランを月 3,000 円以下に上限設定し、シンプルプラン限定にす	ー	○　賛同の御意見として承ります。 ○　御意見の後段については、今回の意見募集の対象ではございませんが、総務省において今後の参考とすることが適当と考えます。	無

れば、店舗対応コスト減と消費者負担軽減（10-20%）が実現。 ○　MVNO 躍進で競争促進し、新機種サイクル短縮を是正、日本メーカーの長寿命端末（バッテリー交換可能、OS 更新 10 年対応）を奨励して在庫廃棄削減。 ○　光回線全国普及（地方補助金拡大）で固定電話終了後のテレビ視聴も確保し、CO2 削減（インフラ効率化で排出 5%低減）にも寄与。 ○　端末販売を家電量販店に分離し、自由価格設定で余剰在庫減らしましょう。 ○　これにより、廃止の影響を最小限にし、持続可能な通信環境を構築。省令案に反映を求めます。 （個人Ｃ）			
意見４ ●　現時点において、番号案内機能の一部である番号情報データベース登録機能、番号情報データベース利用機能を利用して番号案内に係るサービスを提供している事業者も存在しており、番号案内機能がアンバンドル機能であることの重要性は、これまでと変わりない。 ●　現状も第一種指定電気通信設備として指定されている設備の機能を利用している事業者が存在することから、引き続きアンバンドル機能として取り扱う	再意見４ ●　今回の省令改正案は、番号案内サービスの提供終了に伴い、番号案内機能を法定機能から削除するものと認識。 ●　番号案内機能に付随する「番号情報データベース登録機能」「番号情報データベース利用機能」の両機能について、本年 12 月末までに周知を行った上で、周知の日から３年を経過する日（接続事業者と協議が調った場合は合意する廃止日）以降に廃止を行う予定。	考え方４	

べき。 ● 仮に番号案内機能がアンバンドル機能から削除される場合、接続料の透明性、適正性の確保及び利用事業者における事業の予見性確保の観点から、現行の第一種指定電気通信設備に準じた取り扱いとなるよう要望。	● 「接続料の透明性、適正性の確保」について、番号情報データベースに係る機能に関しては、非指定電気通信設備との接続に関する契約約款への規定に加え、接続事業者からの要望を踏まえつつ必要な情報を開示等していく考え。		
○ 当社を含む他の電気通信事業者は、現時点において、番号案内機能の一部である番号情報データベース登録機能、番号情報データベース利用機能を利用して番号案内に係るサービスを提供しており、番号案内機能が接続料を適正かつ明確に定める機能（アンバンドル機能）であることの重要性は、これまでと何ら変わりないと考えます。 ○ 現状も第一種指定電気通信設備として指定されている設備の機能を利用している事業者が存在するにもかかわらず、法定機能から削除することは適切とは言えず、引き続きアンバンドル機能として取り扱うべきと考えます。 ○ 仮に番号案内に係る設備が第一種指定電気通信設備から除外され、それに伴いアンバンドル機能から削除される場合においても当該機能を利用している事業者に対してはその提供は継続されるものと認識しておりますが、	○ 今回の省令改正は、番号案内サービスの提供終了に伴い、番号案内機能を法定機能から削除するものであると認識しております。 ○ 上記に伴い、番号案内に付随する「番号情報データベース登録機能」「番号情報データベース利用機能」についても結果的に削除されるものと認識しておりますが、本機能について、事業法施行規則第 23 条の 9（第一種指定電気通信設備との接続に係る機能の休止又は廃止の周知方法）の規定に則り、2025 年 12 月末までに周知を行った上で、周知の日から 3 年間が経過する日（接続事業者と協議が調った場合は合意する廃止日）以降に、当該機能の廃止を行う予定です。 ○ ご指摘いただいた「接続料の透明性、適正性の確保」につきましては、番号情報データベースに係る機能に関して、非指定電気通信設備との接続に関する契約約款への規定を行うととも	○ 第一種指定電気通信設備接続料規則の法定機能から番号案内機能を解除・削除することの理由については考え方１の通りです。 ○ ご指摘の「番号情報データベース登録機能」「番号情報データベース利用機能」について、ＮＴＴ西日本は、本年 12 月末までに周知を行った上で、周知の日から３年が経過する日以降に廃止を予定していることに加え、これらの機能を提供するＮＴＴ西日本の「番号情報データベース（ＴＤＩＳ）」についてもその利用が減少傾向にあることを踏まえると、これらの機能を新たに法定機能に位置づけ、ＴＤＩＳを第一種指定電気通信設備に指定し続ける必要性は乏しいと考えます。 ○ なお、ＮＴＴ西日本においては、ＴＤＩＳが第一種指定電気通信設備から削除された後においても、当該装置を継続して利用する電気通信事業者に与える影響を最小限にとどめるよう、同社から	無

・接続料の算定根拠が非開示となることから、接続料の透明性、適正性の確保が損なわれること ・当該機能を休廃止する場合において、アンバンドル機能として法令で定められた事前周知をせずに任意のタイミングで行うことが可能となり、利用事業者における事業の予見性が損なわれること から、現行の第一種指定電気通信設備に準じた取り扱いとなるよう要望します。 （ＫＤＤＩ株式会社）	に、接続料に関して必要な情報については、協議にてご要望を承りつつ、適切に開示等していく考えです。 （ＮＴＴ西日本株式会社）	の再意見の通り、非指定電気通信設備との接続に関する契約約款への規定や接続料に関する情報の開示に努める等、接続料の透明性や適正性の確保のために丁寧な対応を行うことが適当と考えます。	
意見５	再意見５ ● 本省令改正案に賛同。但し、番号案内機能廃止の代替として、通信料金の公共料金化と高齢者向けの代替手段を提案。 ● 通信料金の公共料金化やＭＶＮＯ躍進と地方における光回線普及を促進すること等によるデジタルデバイドの解消、ＭＮＰ審査の簡易化等による（端末の）乗り換え率の向上、大手事業者に対するシンプルプラン限定等による市場競争の活性化、端末販売の家電量販店への分離、日本メーカーの長寿命端末奨励、地方への光回線整備の義務化、ＩＰ放送の推進等の論点について省令に反映することを要望。	考え方５	

	○　番号案内機能廃止省令改正を通じた通信料金公共料金化と高齢者代替手段の提案 ○　省令案を支持しますが、番号案内機能廃止を機に、大手通信会社の携帯電話料金と光回線料金を公共料金化し、MVNO 躍進と地方光回線普及を推進し、デジタルデバイドを解消すべきです。 ○　104 番利用者の 60%が高齢者（総務省 2025 年データ）で、廃止によりスマホ依存が強まる中、料金高騰が弱者（高齢者・低所得層）のアクセスを阻害（地方普及率 75% vs 都市 90%）。公共料金化で基本プランを月 3,000 円以下に上限設定し、シンプルプラン限定にすれば、店舗対応コスト減と家計負担 10-20%軽減が可能。たとえば、段階制を禁止しデータ容量無制限の低価格プランや低容量プランを義務化すれば、高齢者のビデオ通話やオンライン医療利用がしやすくなり、地方のデジタルデバイドを解消します。 ○　MNP 審査を簡易化（オンライン即時審査、信用情報不要）し、手数料・解約金・複雑割引を禁止すれば、乗り換え率 20%向上。MVNO 躍進で多様な使い方（低容量プランや IoT 特化）を対応させ、大手はシンプルプランに絞ることで市場競争を活性化。	○　賛同の御意見として承ります。 ○　御意見の後段については、今回の意見募集の対象ではございませんが、総務省において今後の参考とすることが適当と考えます。	無

	○　端末販売を家電量販店に分離（自由価格設定）で余剰在庫廃棄を削減（CO2排出5%低減）。日本メーカーの長寿命端末（バッテリー交換可能、OS更新10年対応）を奨励で、環境負荷を抑えつつ弱者の負担軽減。地方光回線普及を義務化し、公共料金化でIP放送を推進すれば、地方の情報格差を埋めます。 ○　これで、104番廃止の代替として安心できる通信環境を構築。これらの施策で、省令案の効果を最大化し、すべての国民が安心してデジタル社会に参加できる環境を構築。省令案に反映を求めます。 （個人Ｄ）		

以上